

分譲マンション管理組合の皆さんへ

誰もが住みやすい分譲マンションに

☎ 住宅政策課 〒 660 - 8501 【住所不要】 ☎ 6489 - 6608 FAX 6489 - 6597

共用部分のバリアフリー化助成制度 ☎ 1003577

分譲マンションの共用部分におけるバリアフリー化改修工事費の一部を助成します。

◆助成対象工事

▷外部出入り口の開口幅を確保する工事▷敷地内の通路や廊下などへのスロープ設置、ノンスリップ化▷階段などの手すりの取り付け——など。いずれも県の福祉のまちづくり条例の整備基準に定める基準に適合することが必要です。

◆助成額

助成対象工事費による定額制（上限30万円）。

☎戸数が21戸以上ある市内の分譲マンションの管理組合。ただし、平成5年10月1日以降に建築された51戸以上のマンションや、平成14年10月1日以降に建築されたマンションは対象外。☎12月17日までに申請書などを直接市役所北館5階住宅政策課。工事契約前に申請が必要です。予算額に達し次第終了します。

分譲マンションアドバイザー派遣制度 ☎ 1003575

分譲マンションの管理組合の勉強会などに、マンション管理士や一級建築士、技術士（建設部門）、弁護士、司法書士のいずれかの専門資格者を派遣します。

◆派遣人数

1回の派遣につき1人（相談内容によっては2人まで）。

◆派遣時間・回数

1回2時間以内、年度内5回まで。

◆相談できる内容

▷管理組合の設立・運営・管理規約▷管理費や修繕積立金などの財務▷大規模修繕工事計画の作成・見直し——などに関すること。

☎市内の分譲マンションの管理組合など。☎来年2月28日までに申請書を郵送か直接市役所北館5階同課。派遣希望日の1カ月前までに申請が必要です。予算額に達し次第終了します。

説明会を開催します